

バーゼル条約第 11 回締約国会議 (COP11) の成果の概要

平成 25 年 5 月 3 日から 5 月 6 日までジュネーブ（スイス）において、バーゼル条約第 11 回締約国会議（COP11）が開催されました。本会合においては、我が国がリードして取りまとめた「有害廃棄物等の環境上適正な管理に関するフレームワーク」が採択されました。今後、フォローアップ活動が行われる予定です。また、次期 2 年間の有害廃棄物等に関する技術ガイドライン等に関する今後の作業方針等についての決定案が採択されました。

＜会議の成果＞

会議では、各国からの意見を受けて、議長の指示により、[1] 戦略、[2] 技術、[3] 技術援助・資金源、[4] 三条約の連携及び予算、[5] 遵守手続の 5 分野で作業グループ（コンタクト・グループ）が設置され、個別のテーマに沿って集中的な議論が行われました。

会議の主な成果としては、次のとおりです。

○ 有害廃棄物等の環境上適正な管理に関するフレームワーク

我が国がリード国となり、竹本和彦環境省参与が共同議長を務めた技術専門家グループにおいて取りまとめた「有害廃棄物等の環境上適正な管理に関するフレームワーク」*及びそのフォローアップ活動に関する決議が採択されました。我が国は、フォローアップ活動について、引き続き積極的に貢献することを表明しました。

※主な内容：環境上適正な管理についての共通の理解、環境上適正な管理の支援及び促進に関するツール、環境上適正な管理を行うための戦略 等

○ 有害廃棄物等の技術ガイドライン

・ 水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドライン

我が国がリード国として策定し、2011年に開催されたバーゼル条約第10回締約国会議（COP10）で採択された「水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドライン」について、水銀に関する水俣条約の交渉結果を踏まえ、今後、ガイドラインを更新していくとの決議が採択されました。我が国は、ガイドライン更新のためのリード国となることを表明しました。

・ POPs 廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドライン

我が国が改訂作業をリードする「PCBs、PCTs若しくはPBBsから成り、これらを含み、またはこれらにより汚染された廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドライン」を含めたPOPs廃棄物の環境上適正な管理に関する各種ガイドラインの作成・改訂に関する会期間の作業計画が決定されました。

- ・電気電子機器廃棄物（E-waste）の越境移動に関する技術ガイドライン

「E-waste の越境移動に関する技術ガイドライン」については、主として使用済み電気電子機器を非廃棄物扱いとする場合の条件について議論が行われました。アフリカ、中南米諸国は輸出前の検査が行われない場合は、一切の例外を認めず廃棄物として扱うべきと主張し、我が国を含む多くの先進国は保証期間中の製造者への返送等の合理的な理由があるものは輸出前検査の例外とすべきと主張しました。また、中古品としての再利用を目的とした輸出について、我が国はフィリピンの支持を得つつ再利用を目的とする機器の越境移動は輸入国における検査も認めるべきと主張し、EU は関係国の国内法令等において認められる場合は、国際的にも例外とすべきと主張するなどの意見が提案されました。今後、使用済み電気電子製品を非廃棄物とする場合の条件について、各国・各主体より提出される予定の情報、実例及び課題の検討等も考慮して、引き続き策定に向けた作業を行うことが決定されました。

- ・コンピュータ機器に関するパートナーシップ（PACE）

使用済みコンピュータ機器の環境上適正な管理を目的とした各種活動に関して、2015年まで引き続き行うことが決定されました。我が国はこれらの活動に関して、技術的・資金的な貢献を行う予定です。

- バーゼル条約附属書IXに含まれる廃棄物リストの改正

バーゼル条約附属書IX(非該当リスト)について、フィンランド、アイルランド及びオランダによる提案を踏まえ、①液体用の複合パッケージのリサイクルのための前処理で生じた分離できないプラスチック部分及び分離できないプラスチック・アルミ部分、②ラベル材料生産に使用された原材料を含むラミネート粘着ラベルの廃棄物を附属書IXに追加するとともに、③紙とプラスチックの混合物等から構成される複合パッケージについては引き続き作業を行うことが決定されました。

- バーゼル条約施行遵守委員会

不法越境移動の法的遵守の効果的な実施を目的とした施行ネットワーク（ENFORCE）の設立に関する決定等が採択されました。我が国は、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークのリード国であり、ENFORCEの活動に対し技術的・資金的な貢献を行うことを表明しました。

- その他

2014－2015年事務局の予算については、3条約拡大合同締約国会議の枠組みの中で議論され、決定されました。

次回会合（COP12）は、2015年5月にジュネーブで開催される予定です（今回と同様に3条約の締約国会議を連続で開催するとともに、3条約共通の課題についてあわせて議論する予定）。